

許 可 条 件 (注 意 事 項)

1 利用者は、次の事項を守ってください。

- (1) 決められた利用時間を守ってください。※利用時間は準備・後片付け・鍵の返却までを含む。
- (2) 許可なくして物品を販売、又は陳列しないでください。
- (3) 施設内での喫煙(加熱式タバコ含む)及び火器の使用を禁止します。
- (4) 当館内は、一部の部屋を除き飲食禁止です。
- (5) 壁、柱等に貼紙、ピン、釘打等をしないこと。
- (6) 展示物は展示パネルや立て看板をご利用ください。会場内の壁や扉には貼らないでください。
- (7) 利用を許可されていない施設等を利用しないでください。
- (8) 許可を受けた附属設備等以外のものを利用しないでください。
- (9) 非常口・消防設備の周りには物を置かないでください。
- (10) 職務上、職員が部屋へ入る場合がございますので予めご了承ください。
- (11) 当館にはゴミ箱がありませんので、ゴミは各自でお持ち帰りください。
- (12) その他、プラザ職員の指示に従ってご利用ください。
- (13) ホール利用者は、利用に際して混雑が予想される場合には、入場整理員を配置してください。
また、入場整理員や案内・受付などは、ご利用者様より手配をお願いします。
- (14) ホール利用者は、収容定数を守ってください。(客席「一般席 500 席・車椅子 4 席・母子席 4 席」)
- (15) ホール利用者は、使用開始前にプラザ職員と十分に打合せを行ってください。
- (16) ホール利用者は、次に該当する者に対してプラザへの入場を拒み、又は退場させてください。
 - (ア) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
 - (イ) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者
 - (ウ) その他管理上必要な指示に従わない者

2 ホール利用者は、必ず入場者に次の事項を周知し守ってもらってください。

- (ア) 施設内での喫煙及び火器の使用をしないこと。
- (イ) 所定の場所以外で飲食はしないこと。
- (ウ) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (エ) 施設をきれいに使い、ゴミは持ち帰ること。
- (オ) 許可された場所以外に出入りしないこと。
- (カ) その他管理上必要な指示に従うこと。

3 次に該当するときは、利用を停止又は利用の許可を取り消すことがあります。

- (ア) 条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (イ) 利用許可の条件に違反したとき。
- (ウ) プラザの施設又は設備を破損するおそれがあるとき。
- (エ) 管理運営上支障があると認められるとき。
- (オ) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

4 利用中に施設又は設備を汚損、損傷、又は滅失したときは、速やかにプラザ事務所に届け出てください。その際、原状回復の為の費用をいただく場合があります。

5 一旦お支払いされた利用料金は、条例及び規則等で定める理由以外はお返金致しかねますのでご了承ください。

6 施設利用中の事故、盗難、その他いかなる損害について当館は一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。